

# 業務指示書

## イラク国水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月12日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑開発に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／水利組合政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：灌漑開発計画（水利組合に係る計画を含む）に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク含む中東諸国及びその他の全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 参加型計画】

- 1) 類似業務の経験：参加型計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク含む中東諸国及びその他全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

別紙に示す以下の経費

「9. 武装警護の配置」防弾車の車両借り上げ、並びにこれに係る警護や運転手の備上費、燃料費及びメンテナンス費

「10. 特別経費」

- ①民間警備員備上、（防弾車、警護者及びその運転手を含む）安全対策設備費等
- ②通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金）
- ③各種保険契約（現金輸送、生命保険（現地スタッフ）、戦争特約等）
- ④安全管理に係る現地業務調整などの備上

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IQD

1 = 0.09262 円 , US\$1 = 104.758 円 , EUR1 = 115.108 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 1月 5日(木) 10:00 ~ 12:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／水利組合政策  
参加型計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

32.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月16日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っていません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
イラク国水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／水利組合政策	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 参加型計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

イラク共和国（以下、「イラク」）では、北部の一部地域を除き天水農業の実施可能ラインといわれる年間降水量 500mm を下回ることから、農業生産上、灌漑農業の重要性が極めて高い（Water and Agriculture Current Situation of Iraq、2015）。

イラクの水資源の約 9 割は、国内の中央を流れるチグリス川とユーフラテス川（共に国際河川）からの取水に依存しており、また、農業用水は産業別の水利用において全体の 64% を占める（Water and Agriculture Current Situation of Iraq、2015）。しかし、近年、両国際河川の上流諸国（トルコ、シリア及びイラン）での大規模ダム建設や灌漑開発により河川流量が減少<sup>1</sup>しており、特に、下流に位置する南部地域の流量の低下は深刻である。

さらに、灌漑施設の老朽化による機能の低下に加え、不適切な水管理と圃場レベルの不均一等により、灌漑効率は 30% から 40% と低く、限られた水資源を有効に活用できていない状況にある。このため、イラク政府は、水資源の減少による農業生産性の低下を防ぐため、灌漑効率の向上を推進している。

このような背景の下、JICA は、治安等制約がありつつも、イラク側と協力して灌漑効率の向上を推進してきた。具体的には、水利組合の制度及び節水灌漑技術に関する第三国研修を実施し、また、イラク側による水利組合の設立と節水灌漑の普及を目的としたパイロットプロジェクト（以下、通称の「WUA（Water Users Association：水利組合）プロジェクト」と表記）を支援する技術協力<sup>2</sup>を実施した。その結果、2014 年 4 月にイラク初の水利組合法が成立し、水利組合の設立が開始され、2016 年 1 月時点、水利組合設立数は、国内 15 県 70 箇所にまで増加している。

イラク政府は、これらの成果を背景に、灌漑効率の向上の確実な推進を目的として、設立された水利組合による持続的な水管理の実現のための技術協力を日本政府に対し要請した<sup>3</sup>。JICA は、2016 年 1 月から同年 2 月にかけて詳細計画策定調査団を派遣し、イラク政府関係者と協議を行い、「水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の枠組みを決定した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト

#### (2) 上位目標

<sup>1</sup> チグリス川は 1932 年から 1988 年までの年間平均流量を 100 とすると 1999 年から 2013 年までの年間平均流量は 70.7% に、ユーフラテス川は 1932 年から 1972 年までの年間平均流量を 100 とすると 2000 年から 2013 年の年間平均流量はその 50.7% に減少している。更に、「イラクの土地・水資源にかかる戦略文書（SWLRI）、2014」では 2035 年までの 20 年間にイラクにおける水資源量が現在より 25% 近く減少すると予測している。

<sup>2</sup> 「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」（2012 年 4 月～2015 年 3 月）。WUA プロジェクトにより設置された国内 15 県のプロジェクト・マネジメント・チーム（以下、「PMT」）を核として、政府機関職員や水利組合に対して灌漑・水利用に関する技術移転を行った。

<sup>3</sup> 要請時名称は「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト・フェーズ 2（Project for Spreading Water Users Associations for the Efficient Use of Irrigation Water Phase 2）」

水利組合による持続的水管理が実施される地区が全国に拡大される<sup>4</sup>。

### (3) プロジェクト目標

水利組合による持続的水管理モデル（以下、「水管理モデル」）が開発される。

### (4) 期待される成果

- 成果 1. モデルサイトにおいて水利組合による参加型灌漑事業計画<sup>5</sup>が開発される。
- 成果 2. モデルサイトにおける活動を通じて、国内 15 県の WUA Management Team（以下、「WMT」）<sup>6</sup>のための研修システムが整備される。
- 成果 3. モデルサイトにおける活動を通じて、水利組合のための研修システムが整備される。
- 成果 4. モデルサイトにおける活動を通じて、水利組合モニタリングシステムが整備される。
- 成果 5. 15 県において、水管理に係る WMT の基礎的な能力が強化される。

### (5) 活動の概要

#### 【モデルサイトにおける参加型灌漑事業計画の開発】

- 活動 1-1 モデルサイトを選定し、合同調整委員会（以下、「JCC」）で承認を得る。
- 活動 1-2 水管理状況を把握するために必要な調査項目を整理し、ベースライン（基礎情報収集）調査を実施する。
- 活動 1-3 調査結果を踏まえ、改善策について関係者で検討し、報告書として取りまとめる。
- 活動 1-4 上記検討結果を踏まえ、水利組合の活動に関連する基本的な事項を取りまとめた参加型灌漑事業計画（営農計画、水配分計画、施設計画、施設維持管理計画、組合運営計画）を作成する。
- 活動 1-5 参加型灌漑事業計画について水利組合総会で承認を得る。
- 活動 1-6 参加型灌漑事業計画に基づき、WMT が必要な追加調査を実施し、Implementation Plan (I/P) <sup>7</sup>を策定する。

<sup>4</sup> 水管理モデルが南部地域モデルサイト地区外に普及されることを意図したもの（後述の成果 5 において 15 県における普及活動の基盤づくりを行う。また、成果 5 の 15 県での WMT の能力強化にモデルサイトにおける成果 1 から 4 が貢献すると想定）。

<sup>5</sup> WUA による水管理や灌漑施設の維持管理に係るオーナーシップを醸成することを主な目的とし、WUA と行政(WMT) が協力して作成する灌漑施設整備・改修や灌漑農業の改善に向けた基本計画<sup>5</sup>を指す。参加型灌漑事業計画は、① 営農計画、② 水配分計画、③ 施設計画、④ 施設維持管理計画、⑤ 組合運営計画から成り立つことを想定するが、WMT や農家の能力を考慮に入れ、将来普及可能な水準となるよう十分留意する。

<sup>6</sup> 既にイラク 15 県に設置されていたプロジェクト・マネジメント・チーム（以下、「PMT」）を、本事業開始にあたって、WMT に改称したもの。イラク側は独自プロジェクト（通称「WUA プロジェクト」）において、国内 15 県にパイロットプロジェクトサイトを設置するとともに水資源局と農業局職員からなる PMT を組織しており、先行案件もこの PMT を通じて事業を行った。2016 年 1 月現在、18PMT が活動している。

<sup>7</sup> I/P はイラクの灌漑セクターを対象に案件形成中の新規円借款事業にて、MoWR から提出される予定の実施計画書。当該円借款事業では融資対象としない予定のオン・ファーム部分（圃場内施設整備等）も I/P の項目に含まれる予定。本事業で作成する参加型灌漑事業計画は、水利組合の活動を支援するための比較的小規模なサブ・プロジェクトに活用されることを想定しており、I/P の主要部分を構成するが、農家にとって理解困難な技術的要素は含まないものであり、I/P は、本参加型灌漑事業計画に基づき、MoWR が必要水量算定や施設設計等の技術的要素を補完して作成することが想定されている。

- 活動 1-7 参加型灌漑事業計画の策定手順及びベースライン（基礎情報収集）調査内容等を整理する。
- 【モデルサイトにおける活動を通じた WMT のための研修システムの整備】
- 活動 2-1 研修講師、WMT 研修対象者、水利組合研修対象者を含む研修実施体制を準備する。
- 活動 2-2 WMT 研修計画（水管理（支線・末端水路、圃場）、維持管理、営農及び組合運営）及び実施スケジュールを作成する。
- 活動 2-3 WMT 研修テキストを作成する。
- 活動 2-4 WMT 研修（OJT を含む）を実施する。
- 活動 2-5 WMT 研修テキストを改定する。
- 【モデルサイトにおける活動を通じた水利組合のための研修システムの整備】
- 活動 3-1 水利組合研修計画（水管理（支線・末端水路、圃場）、維持管理、営農及び組合運営）及び実施スケジュールを作成する。
- 活動 3-2 水利組合研修テキストを作成する。
- 活動 3-3 育成された WMT により水利組合研修（OJT を含む）を実施する。
- 活動 3-4 水利組合研修テキストを改定する。
- 【モデルサイトにおける活動を通じた水利組合モニタリングシステムの整備】
- 活動 4-1 実践内容を評価するためのモニタリング計画を作成する（水利用効率、農業生産性、水利組織の運営状況等を含む）。
- 活動 4-2 モニタリングに必要な観測（調査）機器を整備し、モニタリングシートを作成する。
- 活動 4-3 モニタリングを実施する。
- 活動 4-4 実践内容を評価し、モニタリング報告書を作成する。
- 活動 4-5 モニタリングマニュアル（案）を作成する。
- 【15 県における水管理に係る WMT の基礎的な能力の強化】
- 活動 5-1 国内の効率的水利用や水管理に係る政策的課題を整理する。
- 活動 5-2 政策的課題の解決のために必要な情報収集を他国で実施する。
- 活動 5-3 WMT 向けの水管理・圃場水管理に係る基礎的な研修計画が作成される。
- 活動 5-4 各県 WMT に対して水管理・圃場水管理基礎研修を実施する。
- 活動 5-5 各県 WMT から水利組合に対して参加型灌漑事業計画に係る研修を実施する。
- 活動 5-6 各県 WMT が普及候補地区においてベースライン（基礎情報収集）調査を実施し、報告書を作成する。

## （6）対象地域

北部 3 県（エルビル県、スレイマニア県、ドホーク県）をのぞく 15 県  
（対象 15 県に設置される 18 WMT の支援対象灌漑面積 約 38,300 ha）

- ・ 上記 15 県の支援対象灌漑地区のうち、南部地域における支援対象灌漑地区から 2~3 箇所をモデルサイトに選定する。

## （7）関係官庁・機関

連邦水資源省（以下、「MoWR」）及び連邦農業省（以下、「MoA」<sup>8</sup>）  
また、本プロジェクトの協力機関として首相府顧問会議農業イニシアチブ（以下、「PMAC-AI」）及び連邦計画省（以下、「MoP」）が置かれている。

#### （8）プロジェクト期間

2017年2月～2020年1月（36ヶ月）

### 3. 業務の目的

「水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2016年10月3日にイラク政府（MoWR及びMoA）と締結したR/D（Record of Discussions）に基づいて実施される「水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### （1）プロジェクトのコンセプト

詳細計画策定調査において、当初要請に対応する(1)水管理モデルの開発と(2)同モデルの普及という2つのスコープのうち、前者のみについて実施することでイラク側と合意した。後者に対する協力の実施については今次協力の成果を確認したうえで改めて決定することとした。

この水管理モデルの開発を通じて協力対象の15県のWMTの能力強化を図るために、モデルサイトを設定するとしているが、治安状況および水資源のひっ迫度を勘案し南部地域から選定する。また、業務従事者のイラク滞在期間に制約<sup>9</sup>があるため、各WMT職員に対する指導およびカウンターパート（以下、「C/P」）との協議等については、隣国のヨルダンないし本邦での実施を検討すること<sup>10</sup>。なお、現時点では、モデルサイトを設置する南部地域へは少なくとも四半期に一度は渡航することを想定している。

モデルサイトでの活動は、後に先方政府主導で他地域に展開することを考慮し、先方政府の実施体制・予算等を十分に勘案した上で、レプリカビリティ（複製可能性）の高い内容とするよう検討し、プロポーザルにて提案すること。

加えて、本プロジェクトが事業対象地域をシーア派の多い南部地域に限定せず、

<sup>8</sup> イラク側との協議において、主要課題である灌漑用水の効率的利用の達成のため、本事業では水源から圃場までの送水に係る改善（送水効率の改善）と圃場内での利用に係る改善（適用効率の改善）の両者を一体的に取り組むことを合意し、MoWRとMoAともに実施機関に定めた。本実施機関2省のうち責任機関はMoWRとなる。

<sup>9</sup> 安全管理上の配慮からのほか、査証取得上も1回の現地業務におけるイラク渡航は1回（9日間）に限られる。

<sup>10</sup> イラク渡航前後にヨルダンに、必要に応じイラク側主要C/Pにも渡航してもらい、イラク国内作業の準備・事後フォローを行うことが想定される。イラク側C/Pの渡航にあたっての旅費（航空賃及び査証料）や空港送迎（車両備上）は見積りに計上する。ただし、旅費のうち、ホテル宿泊料金及び日当の額はJICA事務所内規に基づくため、見積もりに計上しない。



スンニ派居住地域も含めた全国 15 県とした背景にも留意する必要がある。

## (2) 安全の確保

モデルサイトを置く予定の南部地域の治安上の脅威についてはこれまで部族間抗争が中心であったが、2016 年 4 月、バスラ市、ナーシリーヤ市（ディーカール県）にて、イラク・レバントのイスラム国（ISIL）によるテロ事件が発生しており、部族間抗争のみではなく、テロへの警戒の必要性が生じている。

については、実施機関等が所在するバクダットへの渡航は JCC 開催時など滞在日数及び渡航回数とも限定的に留める、また、プロジェクト活動の実施支援やモニタリングなどに現地人材を活用するなどイラクでの滞在期間を短くする工夫や安全対策を検討のうえ具体的にプロポーザルで提案すること。

## (3) 省庁再編

2016 年 5 月、行政改革の一環として本プロジェクトの実施機関である MoWR と MoA の統合の可能性が明らかになった（ただし公示時点で統合に向けた進展は無い）。統合が実現したとしても本プロジェクトの実施に負の影響はないことを実施機関と確認済みであるが、R/D で合意した実施体制に変更が生じる可能性については予め念頭に置くこと。

## (4) イラク側のオーナーシップ醸成と実施機関間の連携促進

本プロジェクトの先行案件である「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」（以下、「先行案件」）は、イラク政府の独自プロジェクト（通称「WUA プロジェクト」）を支援するとの位置づけで実施した結果、イラク側の積極的な参加やイラク側リソースの動員が図られた。先行案件で育成された MoWR、MoA 職員の効果的な巻き込みなどにより、先方のオーナーシップを高めるよう留意すること。

また、本プロジェクトでは、灌漑用水の効率的利用の達成のため、水源から圃場までの送水に係る改善（送水効率の改善）と圃場内での利用に係る改善（適用効率の改善）の両者を一体的に取り組むこととしているが、水源から末端水路までは MoWR が所管し、圃場内の水利用は MoA が所管しており、両実施機関の協力がプロジェクト活動の成否を左右することから、両省の効果的な連携について特段の注意を払うこと。

## (5) 合同調整委員会（JCC）の設立と活用

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、本プロジェクトにおいては JCC を設立し、年に 2 回開催することを R/D で合意している。加えて、JCC の下部組織として Implementation Committee（IC）を、また、モデルサイトには Task Team を設置し、JCC と IC には 2 実施機関と協力機関の主要人員を含むようそれぞれの構成（役職、人数）を規定している。MoWR と MoA 間の調整を円滑になされることを期待して PMAC-AI 及び MoP を協力機関として JCC および IC に参加することとしている。

## (6) 有償資金協力事業との連携

現在、灌漑排水設備及び農地の整備・復旧を目的に有償資金協力事業がイラク政府から要請されており、本プロジェクトとの相乗効果の発現が期待されている。本

有償資金協力事業による施設等整備の可能性も念頭においてモデルサイトを選定すること。

#### (7) ジェンダー配慮

対象コミュニティがイスラム社会であることを考慮しつつ、少なくとも開発の結果が男女格差を助長することにつながらないように、現実的な範囲でジェンダー平等の視点を盛り込むこと。なお、モデルサイトにおけるベースライン調査実施時に、イラク側が中心となって圃場での水管理にかかる現状や課題等の調査を行い、その結果をジェンダーの取り組みとしてプロジェクト活動に反映させることを合意している。

また、ほとんどのWMTには女性のメンバーが任命されている。詳細計画策定調査時において、それら女性メンバーにジェンダー課題に対応してもらうことや、女性が一人もいないWMTに対しては、WMTメンバーの入れ替え時に少なくとも1名の女性を配置するようにイラク側に申し伝えている。

#### (8) 気候変動対策

SWLRIでの分析から、イラクは水資源の取水の約9割を占めるチグリス・ユーフラテス水系の年間平均流量が大きく減少していること、また、近い将来、イラク国内で必要となる水資源量を満たすことができないことが分かっている。現時点では、気候変動と水資源の減少との因果関係は明らかになっていないが、本プロジェクトの実施においては、気候変動が灌漑農業に与える影響（水路等の堆砂等の事象）についても留意のうえ、各種活動を検討すること。

#### (9) 広報

イラクはドナーから直接の技術支援を受ける機会は未だ多くは存在せず、日本の技術協力に広報機関の注目度は高い。一方で、日本人がイラクに滞在している事実が広く知られた場合、テロの標的となるリスクを完全には排除できない。そのため、安全配慮に十分配慮しつつ、可能な範囲で広報活動を行う。

具体的には、事業実施中、広報機会がある際には、イラク国内の広報機関へのプロジェクト活動の情報提供・取材対応やテレビ・ラジオ番組を通してプロジェクト活動の周知・宣伝などを検討することが考えられるが、イラク側C/Pが主体となって広報活動を行うように努める。また、日本の協力について広報をする場合も、プレスリリースは日本人がイラク出国後に行う、メディアへの顔出しはしない、などの配慮を行うこと。

#### (10) プロジェクト実施方法の見直し（契約変更の可能性）

上記のような背景より、本プロジェクトにおいては大幅な活動変更を要するような事象（例：モデルサイトへの渡航中止等）が生じる可能性が高いと考えられる。

よって、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況に加えプロジェクトを取り巻く環境の変化等を十分に把握し、必要な場合はプロジェクトの方向性の変更について、JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

## 6. 業務の内容

【第一期：2017年2月～2018年1月】

### [プロジェクト全般に係る活動]

#### (1) 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

#### (2) ワーク・プラン（第一期原案）及びモニタリングシートの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワーク・プラン（第一期原案）（英文）及びモニタリングシート Ver. 1 を作成する。

ワーク・プラン及びモニタリングシートを基に、C/P 機関と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICA の確認を得たうえで、ワーク・プラン（第一期）及びモニタリングシート Ver. 1 として取り纏め、C/P 機関と合意する。

なお、本プロジェクトでは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを、コンサルタント及びC/Pが協働でモニタリングシート<sup>12</sup>を作成し、実施する。モニタリングシートはJCC等C/P機関と定期的協議に活用する基本文書とし、JCCでの事業進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本シートを活用する。また、コンサルタントが直接現場の状況を確認することが困難であるため、イラク側での活動関連レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールも活用する。

また、本プロジェクトは農業案件であることから、イラク、特にモデルサイトでの作期を考慮する必要がある。モデルサイトでの活動開始時期が南部地域の作期である冬作の準備時（冬作の作付許可面積は11月初旬にMoWR/MoAからWUAに通知される）に間に合うよう考慮した事業活動の設定が必要である。

#### (3) JCC/IC の設立と WMT の設置支援

コンサルタントはJCC及びICの設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用するほか、イラク国内においてもWUAプロジェクトのモニタリングのためのレポートが四半期毎にMoWR及び各県のプロジェクト・マネジメント・チーム（PMT）より提出されることとなっているため、その具体的な内容についてキックオフワークショップや第1回JCCにてイラク側と確認のうえ、JCC及びICの効率的実施方法について協議する。

また、本プロジェクトの現場レベルでのC/Pは、協力対象地域15県に設置され

<sup>12</sup> Monitoring Sheet 等、事業の質の向上に向けた新たな事業管理・評価の取り扱いにおいては、配布資料の専門家・コンサルタント向け説明資料「技術協力プロジェクトにおける変更（業務改善推進委員会の取り組みに伴う計画策定段階、事業実施段階の変更）」（2014年7月30日付け）を参照。

る 18WMT であるが、この WMT の人員は MoWR、MoA 各省の地方局（水資源局および農業局）から 6 名ずつ任命される予定である。ただし、WMT はまだ正式に省内に位置づけられた組織ではないため、省庁再編の動きもフォローしつつ、事業開始後の WMT の設置および人員配置がなされるよう働きかけを行う必要がある。

(4) プロジェクト広報資料の作成

本プロジェクトにおいては簡素な形でプロジェクトが広く認知されるような資料を実施機関等と協議の上作成する。具体的にはプロポーザルにて提案する。

(5) モニタリングシート Ver. 2-3 の作成及び提出

コンサルタントは、6 ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを C/P と協働で実施し、モニタリングシートに取り纏め JICA に提出する。

(6) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver. 4 の作成

第 1 期終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver. 4 として取りまとめる。

[成果 1 に係る活動]

(7) モデルサイトの選定

成果 1～4 の「WUA による水管理モデルの策定」の活動<sup>13</sup>を実施するモデルサイトを C/P と協働で選定し、JCC での承認を受ける。

モデルサイトの選定にあたっては、プロジェクト目標である水管理モデル構築の達成に必要な要素及び以下のイラク灌漑セクター向け新規円借款事業のサブ・プロジェクト選定基準も考慮の上、モデルサイトの選定基準を設定する。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1) イラク国開発への貢献度   | 6) 技術的妥当性      |
| 2) 緊急性           | 7) 水利組合活動への好影響 |
| 3) イラク国の再建ニーズ    | 8) 環境対策の可能性    |
| 4) 費用対効果         | 9) 治安情勢        |
| 5) サブ・プロジェクトの成熟度 |                |

なお、本プロジェクトでは、滞在期間や移動等の制限が高い中、日本人専門家によるモデルサイトでの支援活動や OJT を実施することとなる。よって、モデルサイト選定にあたっては、WUA の活動状況等の他に、日本人専門家の宿泊施設からの移動時間や限られた支援の下での効果発現の可能性（圃場展示効果等）なども考慮する必要がある。そのため、モデルサイトの数は、活動内容から判断して 2 地区程度が限界と考えられる。この他、モデルサイトでの活動を踏まえたイラク側による普及の試行サイト（ただし、日本人専門家による簡易な支援やモニタリングを実施）として、サブモデルサイト 1 サイトの設置可能性も検討する。

(8) ベースライン調査（基礎情報収集）

モデルサイトにおいて、水管理状況を把握するために必要な調査項目を整理し、

<sup>13</sup> 「成果 1～4」は「WUA による水管理モデルの策定」に貢献する活動であり、日本人専門家が入ることができる南部 4 県のいずれかの地域に設定するモデルサイトで実施し、モデルの確立を目指す。本活動の中で、将来の自立発展性を考慮に入れ、WMT のメンバーに対して研修を実施する講師を養成し、研修教材やマニュアルを作成する。

ベースライン（基礎情報収集）調査を実施する。また、調査結果を踏まえ、改善策について関係者で検討し、報告書として取りまとめる。

なお、モデルサイトの把握に必要な情報を収集及び分析を想定して、C/P 及び水利組合とも協議のうえ調査項目は設定し、実施も C/P 及び水利組合と協働して行うこととする。

また、モデルサイトにおける基礎情報収集調査を実施時に、イラク側が中心となって、圃場での水管理における具体的なジェンダー配慮の活動の組み込みについて、現状や課題等の調査を行うこととしている。コンサルタントは、C/P と協議のうえ MoWR または MoA 内部にジェンダー責任者を任命する、WMT に少なくとも 1 人は女性メンバーを配置されるようにするなど必要な調整を行う。

#### (9) 水管理にかかる政策的課題の抽出（成果 5 にも関連）

前項（8）の結果と併せ水管理政策の方向性の検討材料として、近隣他国の水管理の実際について情報収集、政策的課題の検討を行う。

#### (10) 参加型灌漑事業計画の作成

上記（8）の結果を踏まえ、水利組合の活動に関連する基本的な事項を取りまとめた参加型灌漑事業計画（営農計画、水配分計画、施設計画、施設維持管理計画、組合運営計画）を作成する。なお、モデルサイトにおける実際の作成は C/P 及び水利組合が協働して行い、コンサルタントは必要な支援を行う。

なお、本参加型灌漑事業計画は、作成の後に水利組合総会で承認を得ることを想定している。また、本参加型灌漑事業計画に基づき、WMT が必要な追加調査を実施し、I/P を策定することを想定しているため、本目的に見合う計画内容を検討する。（本件承認や追加調査実施は第二期に予定。）

#### (11) モデル圃場の設置及び必要資機材の調達

モデル圃場は、モデルサイト 3 か所に用途別に複数箇所設置することを予定している<sup>14</sup>。上記（8）の結果を踏まえ、C/P 及び水利組合と設置基準を作成し、作成した設置基準に基づき、モデル圃場の設置数と場所を決定する。

なお、イラクにおいては水源から末端水路までは MoWR が所管し、圃場内の水利用は MoA が所管している状況にある。よって、両実施機関が協力し、効率的な実施と十分な成果が得られるよう留意して、モデル圃場の設置並びに活動を計画、実施する。また、モデル圃場での活動計画に基づき、必要資機材の調達計画を検討し、その調達準備を開始する。

#### (12) 遠隔での実施体制構築

モデルサイトの活動実施は、当該地域の WMT が日々のプロジェクト活動を管理することを想定する。また、本プロジェクトで雇用するローカルコンサルタントが遠隔でのプロジェクト活動の実施支援やモニタリングを行うことを想定する。

<sup>14</sup>詳細計画策定調査時点では、スプリンクラー（0.3ha×3箇所）、点滴灌漑（0.3ha×3箇所）、農地均平化（1ha×3圃区×3箇所）を想定。モデル圃場に必要資機材（スプリンクラー、点滴灌漑施設、農地均平化のためのトラクターアタッチメント・トレーラー等）は本契約において調達することを想定している。なお、これら資機材の詳細検討は事業開始後に C/P とともに行う必要がある。

これらを踏まえてモデルサイトでの活動実施・監理体制を整備、構築する。

#### [成果5に係る活動]

##### (13) 第三国研修実施方針の検討、準備、実施

先行案件の実績と研修実施対象者情報も踏まえ、WMT 向けの水管理・圃場水管理に係る基礎的な研修計画を作成する。加えて、モデルサイトでの活動（成果1から4）と連携した研修、セミナーについても計画する。

第三国研修の適切な受入先を C/P とともに検討し、研修実施準備を行う。第三国研修については、第一期に少なくとも2回実施する。研修1回当たりの研修人数は20名（18MWT各1名（全18名）及びC/P2名）を想定する<sup>15</sup>。

なお、詳細計画策定調査時に第三国研修の対象国はヨルダン、トルコ、エジプトが挙げられていたが、それら第三国での治安状況及びイラク人の査証取得事情を考慮して決定する必要がある。また、R/D協議において、イラク側からは「第三国の研修の場所は、研修内容と合致した場所で実施する」との要望が出されている<sup>16</sup>。よって、研修受入先や研修内容については、先行案件での受入を行った機関（ヨルダン国国立農業研究普及センター（National Center for Agriculture）のみならず近隣諸国にある他の研修実施機関等の研修実績や知見等も収集し、本プロジェクトに合致した効果の高い第三国研修内容を C/P と検討する必要がある。

#### 【第二期：2018年2月～2019年1月】

#### [プロジェクト全般に係る活動]

##### (14) ワーク・プラン（第二期原案）の作成・協議

第1期の活動の結果・教訓を踏まえ、第二期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第二期原案）（英文）を作成し、C/P と協議、意見交換を行い、第二期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

##### (15) JICA 運営指導調査の実施支援

本事業は新モニタリング方式<sup>17</sup>で実施するが、イラクでは JICA 事務所が事業の実施を密に把握することは困難な状況にあるため、2018年4月頃に JICA 調査団による運営指導を予定している。

本調査団の派遣に際し、コンサルタントはその基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

<sup>15</sup> 治安状況等みつつ、プロジェクト期間中6回から12回程度開催し、計120名から240名への研修を計画する。なお、WMTにおける研修対象者数は216人（18WMT×12人=216人）である。必要に応じ、水利組合員への研修も計画、実施する。

<sup>16</sup> C/Pからは、例えば、ヨルダンでの節水灌漑はドリップ灌漑が中心となるが、イラクではスプリンクラーやもう少し大規模な農地をカバーする技術が必要となってくるとの指摘や、その場合はエジプト研修やトルコ研修等の事例のある現地での実施が適切といった意見が示された（一般的な研修をヨルダンで実施することには問題ないとのこと）。

<sup>17</sup> プロジェクト実施中は案件計画段階で策定した計画に基づき、JICAと先方実施機関双方が協力成果の発現に向けた定期的なモニタリングを行うとともに、事業終了時点での協力成果の確認を行い、中間レビュー及び終了時評価は通常設けられない（<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/middle-end.html>）。

なお、同調査の実施時期については、本事業の進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

(16) モニタリングシート Ver.5-6 の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する

(17) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.7 の作成

第2期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.7として取りまとめる。

[成果1に係る活動]

(18) 参加型灌漑事業計画の承認、並びに追加調査の実施

上記(10)の参加型灌漑事業計画について水利組合総会で承認を得る。また、参加型灌漑事業計画に基づき、WMTが必要な追加調査を実施し、I/Pを策定する(コンサルタントは可能な範囲で支援を行う)。

(19) ベースライン調査内容及び参加型事業計画策定手順の整理

上記(8)、(10)及び(18)といった一連の本参加型事業計画策定プロセスを踏まえ、参加型灌漑事業計画の策定手順及びベースライン(基礎情報収集)調査内容等を整理する。

(20) モデル圃場の必要資機材の調達

上記(11)でのモデル圃場の活動計画に基づき、必要資機材の調達計画を検討、調達を行う。また、WMTと協力してモデル圃場での活動を継続する。

[成果2に係る活動]

(21) WMTのための研修システムの整備

C/P及びWMTと協働して、研修講師、WMT研修対象者、水利組合研修対象者を含む研修実施体制を準備する。研修講師については、先行案件やヨルダン国イラク向け第三国研修「灌漑農地水管理」<sup>18</sup>で育成された人材の活用を図ること。その後、WMT研修計画(水管理(支線・末端水路、圃場)、維持管理、営農及び組合運営)及び実施スケジュールを作成する。また、実施のためのWMT研修テキストを作成する。以上をもって、WMT研修(OJTを含む)を実施し、実施結果を踏まえ、WMT研修テキストを改定する。

なお、以上の過程は、第三国研修/セミナーでの研修・協議やローカルコンサルタントを活用して実施することを想定している。

[成果3に係る活動]

<sup>18</sup> JICAは、2006年から2008年にかけてヨルダン国イラク向け第三国研修「灌漑農地水管理」(通称「カルバラプロジェクト」)を実施し、水利組合制度及び節水灌漑技術に関する研修を実施し、その研修にて実施された技術移転とパイロットプロジェクト(中部カルバラ県)実施の結果、高い成果が確認されるとともにその成果を普及するために、2010年度要望調査にて先行案件が正式要請された経緯がある。

(22) モデルサイトにおける活動を通じた水利組合のための研修システムの整備

C/P 及び WMT と協働して、水利組合研修計画（水管理（支線・末端水路、圃場）、維持管理、営農及び組合運営）及び実施スケジュールを作成する。また、実施のための水利組合研修テキストを作成する。上記（20）にて育成された WMT により水利組合研修（OJT を含む）を実施し、実施結果を踏まえ、水利組合研修テキストを改定する。

なお、以上の過程は、第三国研修/セミナーでの研修・協議やローカルコンサルタントを活用して実施することを想定している。

[成果4に係る活動]

(23) モデルサイトにおける活動を通じた水利組合モニタリングシステムの整備

C/P 及び WMT と協働して、モデルサイトにおける活動実践内容（成果1に係る参加型灌漑事業計画の作成・実施と、成果2及び3に係る作成・実施のための必要な研修の実施）を評価するためのモニタリング計画を作成する（水利用効率、農業生産性、水利組織の運営状況等を含む）。また、モニタリングに必要な観測（調査）機器を整備し、モニタリングシートを作成し、モニタリングの実施を開始する。

[成果5に係る活動]

(24) 情報共有セミナーの実施

成果1及び成果5の第一期活動を中心に、本プロジェクト活動及び達成成果について他ドナー含むイラク国内関係者間（適宜第三国関係者も招へい、参加）での情報共有セミナーを行う。

(25) 水管理にかかる政策的課題への対応

上記（9）での情報収集や検討及び上記（23）による本プロジェクト活動のレビューも踏まえつつ、国内の水管理や WUA 推進に係る政策的課題を整理する。

また、政策的課題の解決のために必要な情報収集を他国で実施するための海外視察を C/P とともに計画し、第二期に1回程度実施する。

(26) 第三国研修の実施

上記（13）を踏まえ、モデルサイトでの活動（成果1から4）と連携した研修、セミナーを計画、実施する。

第三国研修は第二期に少なくとも2回実施する。研修1回当たりの研修人数は20名（18WMT各1名（全18名）及びC/P2名）を想定するが、本プロジェクトの活動の進捗や成果達成への工程等から適宜見直しを図る。

また、モデルサイトでの活動が進捗しているところ、国内15県のWMTへの本活動成果のフィードバックや同WMTからの意見聴取等インプットを狙った研修やセミナーの企画や実施を徐々に増やしていく。

(27) 本邦研修の計画、実施

上記（25）及び（26）を補完するための本邦研修を企画、実施する（実務者レベルのC/P（8名程度）に対し、1回（30日程度）を想定）。



## 【第三期：2019年2月～2020年3月】

### [プロジェクト全般に係る活動]

#### (28) ワーク・プラン（第三期原案）の作成・協議

第2期の活動の結果・教訓を踏まえ、第三期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第三期原案）（英文）を作成し、C/Pと協議、意見交換を行い、第三期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

#### (29) モニタリングシート Ver. 8-9 の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

#### (30) JICA 終了時評価調査団の実施支援

上記（15）のとおり、JICA 事務所が事業の実施を密に把握することは困難な状況にあり、達成度の確認やその評価方法の検討が必要であるため、2019年7月頃にJICA 調査団による達成度把握を予定している。

本調査団の派遣に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

#### (31) 成果共有セミナーの実施

上記（30）に記すJICA 調査団の終了時の派遣時及び本プロジェクト完了時の2回、本プロジェクト活動及び達成成果について他ドナー含むイラク国内関係者間（適宜第三国関係者も招へい、参加）での成果共有セミナーを行う。

#### (32) プロジェクト事業完了報告書及びモニタリングシート Ver. 10 の作成

契約期間の終了時に、契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書及びモニタリングシート Ver. 10 として取りまとめる。

報告書には、本プロジェクトの成果が持続的に定着しインパクトを残すための提言を含むこと。

### [成果4に係る活動]

#### (33) モデルサイトにおける活動を通じた水利組合モニタリングシステムの整備

上記（23）におけるモニタリングの実施を継続し、実践内容を評価する。その結果をまとめ、モニタリング報告書を作成する。

以上のプロセスに基づき、モニタリングマニュアル（案）を作成する。

### [成果5に係る活動]

#### (34) 水管理にかかる政策的課題へのアプローチ

第二期に継続し、国内の水管理やWUA 推進に係る政策的課題を整理する。

政策的課題の解決のために必要な情報収集を他国で実施するための海外視察をC/Pとともに計画し、第三期に1回実施する。

### (35) 本邦研修の計画、実施

上記(34)を補完するための本邦研修を企画、実施する(政策決定者レベルのC/P(5名程度)に対し、1回(15日程度)を想定)。また、本機会を活用し、本プロジェクトの出口戦略や次期協力の方向性について協議する。

### (36) 第三国研修の実施

モデルサイトでの活動(成果1から4)と連携した研修、セミナーを計画、実施する。また、モデルサイトでの活動が進捗しているところ、国内15県のWMTに対し、水管理・圃場水管理基礎研修を実施する。第三国研修は第三期に少なくとも2回、また、第三国テキストやマニュアルの改訂を目的としたワークショップ・セミナーを少なくとも1回実施する。研修1回当たりの研修人数は20名(18MWT各1名(全18名)及びC/P2名)を想定するが、本プロジェクトの活動の進捗や成果達成への工程等から適宜見直しを図る。

### (37) 現地国内研修の実施

各県WMTから当該WMTが所掌する地域の水利組合に対して参加型灌漑事業計画に係る研修(現地国内研修)を実施するため、コンサルタントはC/Pと協力してこれを支援する。

### (38) 各県WMTによるベースライン(基礎情報収集)調査の実施

上記(8)を始めとしたベースライン調査の実施・改定作業並びに上記第三国研修を通じた活動(上記(26)及び(36))を踏まえ、各県WMTが普及候補地区においてベースライン(基礎情報収集)調査を実施し、報告書を作成するため、コンサルタントはC/Pと協力してこれを支援する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、コンサルタントは案件開始時に、R/Dに添付されたPDM・PO Version0を基にモニタリングシート Version1を作成し、以降6カ月毎に、C/P機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1期、2期はプロジェクト事業進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書(最終成果品)とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

期	レポート名	提出時期	部数
第一期	ワーク・プラン(第一期) (モニタリングシート Ver.1 を含む)	業務開始から約3か月後 (2017年4月下旬)	英文:10部 アラビア語:20部
第二期	モニタリングシート Ver.2	Ver.1提出の3か月後 (2017年7月下旬)	英文:10部

第一期	プロジェクト事業進捗報告書 (第一期) (モニタリングシート Ver. 3 を含む)	第一期終了時 (2018年1月下旬)	英文: 10部 和文: 5部 アラビア語: 20部
第二期	モニタリングシート Ver. 4	Ver. 3 提出の6カ月後 (2018年7月下旬)	英文: 10部
第二期	プロジェクト事業進捗報告書 (第二期) (モニタリングシート Ver. 5 を含む)	第二期終了時 (2019年1月下旬)	英文: 10部 和文: 5部 アラビア語: 20部
第三期	モニタリングシート Ver. 6	Ver. 5 提出の6カ月後 (2019年7月下旬)	英文: 10部
第三期	プロジェクト事業完了報告書 (第三期) (モニタリングシート Ver. 7 を含む)	契約終了1カ月前 (2020年1月下旬)	英文: 10部 和文: 5部 アラビア語: 20部 CD-R: 6枚

※モニタリングシートは全期間通して英文のみで作成、提出。

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合はJICA側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下の通りとし、モニタリングシートおよびプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- e) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) モニタリングシート記載項目

配布資料参照のこと

ウ) プロジェクト事業進捗報告書/完了報告書記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度(JCCやモニタリングシートの概要、評価五項目等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画(進捗報告書のみ)(第一期のワーク・プランに相当する内容)

#### 添付資料

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画 (Work Breakdown Structure, WBS 等を活用)
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦各種委員会議事録等
- ⑧モニタリングシート
- ⑨その他活動実績

注) e) 及び⑥の引渡リストは完了報告書のみに記載

#### (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成時のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン（基礎情報収集）調査報告書
- イ WMT 研修テキスト
- ウ 水利組合研修テキスト
- エ モニタリング報告書
- オ モニタリングマニュアル（案）

※参加型灌漑事業計画は一義的には水利組合が作成するものであるため、本技術協力成果品には含まないが、モデルサイト、その他国内普及サイトで作成された事業計画は参考資料として提出する。C/Pにて作成する I/Pについても同様に参考資料として提出する。なお、上記イ、ウ、オの技術協力成果品一式にて WMT が WUA による参加型灌漑事業計画の作成・実施支援が可能となることを想定している。

#### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2～3 ページ程度）
- イ 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ウ 詳細活動計画 WBS (Work Breakdown Structure) (A3 版 1 枚程度)
- エ 業務フローチャート (A3 版 1 枚程度)

#### (4) 議事録等

各報告書に係る同国政府との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICA に速やか

に提出する。また JICA が開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後 3 日以内に JICA に提出する。

(5) 現地調査報告

原則総括が現地作業から帰国するごとに JICA 本部（農村開発部及び関係部）に対し現地業務結果報告を行う。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。但し、契約は全期間通じて一の契約として締結する。

- (1) 第一期：2017年2月中旬～2018年1月下旬
- (2) 第二期：2018年2月上旬～2019年1月下旬
- (3) 第三期：2019年2月上旬～2020年1月下旬

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約77.84M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

この業務従事者については、担当業務の特徴上、特定の団員が継続して従事し地域への理解を深め、関係者と密に関係を構築し業務に従事することが望ましいことから、特定の団員が長期間活動することを想定している。

- ア 総括/水利組合政策（2号）
- イ 参加型計画（3号）
- ウ 水利組合/水管理
- エ 圃場水管理/営農
- オ 業務調整/研修計画

また、団員中にジェンダー及び水配分分析の知見を有する専門家を配置あるいは当該分野の専門家を追加配置することが望ましい。

##### (3) 専門家の配置（現地滞在期間）

第三国（ヨルダン）でのイラク再入国査証の取得が困難となっているため、1回の現地業務におけるイラク渡航は1回（9日間）に限られる。また、イラク国内移動時に上限人数単位が基本4名となることを考慮しつつ、1回の渡航人数を検討する必要がある。専門家活動の効率的な実施のため、主要課題の絞り込みや日本での事前作業の充実、第三国での研修やローカルコンサルタント活用などを図る必要がある。

については、イラクでの滞在期間を効率的に活用するための工夫、第三国での取組みとイラク国内（モデルサイト）での取組みのパッケージ化するなどの工夫、国内作業における工夫等を具体的にプロポーザルで提案すること。

なお、JICA専門家のイラクへの渡航は、モデルサイトを有するイラク南部地域（バ

スラ県を拠点)が中心であり、バグダッド渡航は年2回のJCC開催時に限られる<sup>19</sup>。

#### (4) ローカル人材の活用

本案件では、ローカル人材の活用を必須としているところ、ローカル人材にて業務目的を達成できる活動について、具体的な案とともにプロポーザルに提示することとする。

### 3. 現地再委託

本業務では、本プロジェクトにおいてはイラクにおける治安状況等を考慮し、イラク内での研修やモデル地区での研修(OJTを含む)は、極力少なくすることとし、出来る限り第三国・本邦でセミナー・研修を行う計画である。これに該当する「6.業務の内容」における第三国研修等の実施に関しては、コンサルタントが現地再委託を行うことを認める。

なお、現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。また、現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施すること。再委託に係る経費は本見積りとする。

また、第三国での研修実施に当たっては、イラク政府側の責任者も参加し、プロジェクト期間中を通じて研修の進捗、モニタリングも合わせて行う必要がある。

### 4. 対象国の便宜供与

JICAが2016年10月3日にMoWR及びMoAと締結したR/Dに基づく。

- (1) C/Pの配置
- (2) 事務所スペースの提供
- (3) JCC及びIC開催場所の手配
- (4) その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

※本プロジェクトでは遠隔でのプロジェクト実施を支援するローカルコンサルタントの雇用を想定しており、その活動拠点として、バグダッドのMoWR内およびバスラ県水資源局内それぞれにプロジェクトオフィスを設置することとした。

これらプロジェクトオフィスは主としてローカルコンサルタントが使用する。また、JICA専門家も、これらプロジェクトオフィスの安全確保を確認のうえ、現地調査時は訪問ベースで活用することが可能となるため、短い現地調査期間の有効活用にもつながると考えられる。

なお、先方コスト負担については、農業・灌漑セクターを含め、イラクの国家財政は慢性的な不足、予算執行・配賦の遅れが生じており、C/Pの国内移動(普及活動等)の際の燃料代などが不足することが予想される。場合によってはイラク側実施機関に申し入れを行い、JICA事務所を含め、先方と協議を行うこと。また、必要と認められる場合は、本プロジェクト経費からの支弁を検討するこ

<sup>19</sup> 上記は想定であり、JICA専門家のバグダッドでの活動の際は、JICA安全対策措置にある渡航条件を遵守する。また、治安状況が芳しくない場合は、イラク国内には入らず第三国や本邦等遠隔での事業実施が必要となる。

と。

## 5. 先方負担事項

上記4. 状況に鑑み、相手国実施機関による予算手当が未了である場合に備え、コンサルタントは JGC 及び IC 開催費用（会議費及び地方部から参加する C/P の旅費）の費用一式として 200 万円を本見積りに計上すること。

なお、当該費用の負担の要否については活動開始時に実施機関と協議のうえ決定する。また、支出基準（単価）等については同事務所の規定とも整合性を保つ必要があることから、同事務所および農村開発部と事前によく相談すること。

## 6. 配布資料／貸与資料

### (1) 配布資料

- ・イラク国「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト フェーズ2」詳細計画策定調査報告書（ドラフト）（本資料はプロポーザル作成の為にだけ使用し、使用後は適切にデータの抹消処理を行うこと）
- ・イラク国「灌漑セクターローン」に係る案件実施支援調査（SAPI）のファイナル・レポート（本資料はプロポーザル作成の為にだけ使用し、使用後は適切にデータの抹消処理を行うこと）
- ・技術協力プロジェクトにおける変更（業務改善推進委員会の取り組みに伴う計画策定段階、事業実施段階の変更）

### (2) 公開資料

- ・紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック - PNA（平和構築アセスメント）の実践  
[http://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq000004zqt7-att/PNA\\_01\\_201408.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq000004zqt7-att/PNA_01_201408.pdf)
- ・イラク国 水資源管理・農業灌漑情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000026142>

## 7. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。その費用は本見積もりに含めること。

## 8. コンサルタントに現地での購入・輸送業務を委託する供与機材

モデル圃場での活動実施に必要な機材を必要に応じて供与する。その費用は本見積もりに含めること。

## 9. 調査用資機材の輸出管理

本プロジェクト実施に係る調査のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 10. 武装警護の配置

防弾車の車両借り上げ、並びにこれに係る警護や運転手の備上費、燃料費及びメンテナンス費を計上することが必要である。必要経費は、暫定的に以下単価に基づいて積算し、別見積もりに含めること。



【調査団員 4 人までの単価】

- ・ バグダッド：4,800 ドル/日
- ・ バスラ：4,800 ドル/日

※空港送迎のみの場合

- ・ バグダッド：2,400 ドル/日
- ・ バスラ：2,400 ドル/日

1 1. 特別経費

イラク国内で現地調査をする際は、下記の特別経費を認める。

(1) 一般業務費等の直接経費

業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、コンサルタントは「6. その他特記すべき留意事項 (2) 安全の確保」に記載の通りの安全管理を行うため、調査対象地域の治安状況に応じ、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるものとする。なお、当該経費の見積もりは別見積りに含めること。

- ① 民間警備員傭上、安全対策設備費等
- ② 通信機材の購入 (衛星電話機材、使用料金)
- ③ 各種保険契約 (現金輸送、生命保険 (現地スタッフ)、戦争特約等)
- ④ 安全管理に係る現地業務調整などの傭人

(2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

(3) 宿泊料

宿泊料については、一泊毎の経費について、規定の額を超えない場合は規定の額で積算・精算し、規定の額を超える場合には実費精算とする。見積書は規定の額で作成すること。必要に応じ、契約金額を超えて精算することも可とする (約款の一部を変更して適用する。)。なお、宿泊先は JICA イラク事務所が指定する宿泊施設とする。

(4) 一般管理費等率

本調査では治安面で十分安定しているとはいえない、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率につき 10% を上限として加算できる。

1 2. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意するとともに現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

イラクの治安状況については、JICA イラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、安全対策に関する JICA 事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守すること。専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制について

は、特に万全を期すること。

イラク国内での現地調査は、同国滞在日数が9日以内となるような日程を原則とし、現地調査日程について前広に JICA 農村開発部に連絡・調整した上で確定する。

なお、イラク国内における調査時には、下記の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- (1) 初めてイラク国に派遣される調査団員は、渡航前に安全管理ブリーフィングを必ず受講する。ただし、既に関係者としてイラク国に派遣された経験があり、直近の派遣から1年未満の派遣者については必須とはしない。
- (2) 早め(2か月前目途)に渡航・移動の予定を JICA 農村開発部と協議の上、JICA イラク事務所に連絡する。同事務所は JICA 本部の承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダッド日本大使館等関係者に対して事前報告を行う。
- (3) 民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。
- (4) 事務所(安全対策担当)安全対策クラーク、及び PSD(Personal Security Detail: 警護要員)の指示には必ず従うこと。特に移動中は、PSD の指示に必ず従い、勝手な行動はしない。
- (5) 防弾車両で移動を行う。
- (6) 出入国時及びイラク国内移動時には、必ず日本大使館及び事務所に連絡を入れる。
- (7) 渡航先は、JICA 農村開発部と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を講じた上で渡航を行う。
- (8) 移動時(宿舎からの外出時)は常にパスポートとその他 ID を携帯する。
- (9) 携帯電話(必要に応じて衛星携帯電話)は常に携帯し、連絡が取れるようにする(宿舎内の移動時も含む)。また、充電・クレジット切れにならないよう注意する。
- (10) ムサンナー県、ズィーカル県への業務渡航については、バスラ市からの日帰りのみとする。
- (11) 日没後・夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- (12) JICA が実施する安全対策研修やテロ対策研修等<sup>21</sup>を受講すること。

### 1.3. 不正腐敗防止への配慮

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### 1.4. その他留意事項(複数年度契約)

本業務においては、第一期～第三期を通じて年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

<sup>21</sup> 案件従事者向けに座学・ウェブ式「安全対策研修」や実技「テロ対策実技訓練」等を開催している。研修情報及び研修の募集は国際協力キャリア総合情報サイト”PARTNER”(http://partner.jica.go.jp/)に掲載。

以上

